資料　３

東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申【概要版】

東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方

～2020年とその先を見据えて～

1. 都におけるバリアフリーをめぐる現状（P.4）

１　社会的な背景・状況（P.4）

○　東京都の高齢者人口（65歳以上）は、約301万人、高齢化率は、22.7％

○ 今後も高齢者人口は増加、生産年齢人口や年少人口は長期的には減少

○　身体障害者手帳交付者数はほぼ横ばいである一方、愛の手帳交付者数は10.3％、精神保健福祉手帳交付者数は26.8％増加

○　東京を訪れた外国人旅行者数は、平成28年には1,300万人を超えており、平成25年から倍増。東京を訪れた国内旅行者数は、平成28年は約5億1千万人

２　国の動向（P.11）

（１）東京2020大会に向けた取組

　　　　国は、平成29年２月に、東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を取りまとめた。

（２）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

　　　　国は、平成26年に、「障害者の権利に関する条約」を批准し、また、条約締結の際の国内法の整備の一環として平成25年に制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を平成28年に施行した。

（３）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の見直し

　　　　国は、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、平成29年３月に建築設計標準を改正した。

　　　　また、交通バリアフリー基準及びガイドラインについて、平成30年３月に大規模駅におけるバリアフリールートの複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等を盛り込む改正を行った。

さらに、交通事業者等によるハード・ソフト一体となった取組の推進や、区市町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の促進等を目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年５月に公布された。

今後、ホテル等の客室のバリアフリー化に向けて、法に基づく整備基準の見直しを検討しており、平成30年夏を目途に方向性を取りまとめる予定となっている。

３　東京都福祉のまちづくり推進計画事業の主な実施状況（P.13）

（１）円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進

（※１）合理的配慮・・・障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個別の状況に応じて行われる配慮。

（※２）障害の社会モデル・・・障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用により創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、障害者権利条約に反映された理念。

　ア　公共交通

　　○　鉄道駅のエレベーター等の整備促進

　　○　鉄道駅におけるだれでもトイレ及び視覚障害者誘導用ブロックの整備

○　鉄道駅のホームドア等の整備促進

　　○　路線バスのノンステップ化

取組の成果

　　　●　都内の鉄道駅については、エレベータ―設置等による段差解消、だれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドア等の整備が進み、バリアフリー化は着実に進展

　　　●　地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化も、着実に進展

　　　●　都内の公共交通施設・車両のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展

　　イ　建築物

○　福祉のまちづくり条例に基づく届出

○　バリアフリー法に基づく認定

○　宿泊施設のバリアフリー化支援

○　東京2020大会会場の整備

　　　○　乳幼児連れの人が安心して外出できる環境（赤ちゃん・ふらっと）の整備

取組の成果

　　　●　バリアフリー法や高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物がバリアフリー化

ウ　道路・公園

　○　道路のバリアフリー化

　　　○　道路の無電柱化

　　　○　高齢者・視覚障害者等用の信号機・エスコートゾーンの整備状況

　　　○　都立公園の整備

取組の成果

　　●　駅や生活関連施設を結ぶ特定道路及び想定特定道路については、段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進し、整備が完了

　　　●　高齢者・視覚障害者等用信号機、エスコートゾーンの整備も着実に進展

エ　面的なバリアフリー整備

　○　バリアフリー基本構想の重点整備地区での整備

取組の成果

　　　●　事業の進捗に伴い、指定地区や重点整備地区は増加し、地区内においては、面的にバリアフリー整備

　　　●　指定地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念を普及啓発

（２）地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備

　ア　公共住宅の整備

　　○　既設都営住宅の住宅設備改善等

　イ　民間住宅の整備促進

　　○　民間住宅のバリアフリー化の普及促進

取組の成果

　　　●　公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境を整備

（３）様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実

　ア　障害者・外国人等への情報提供体制の整備

　　○　視覚障害者に対する点字等による情報提供

　　　○　ＩＣＴ遠隔手話通訳等モデル事業

　　イ　ホームページ等による情報提供の充実

○　バリアフリーマップ作成など情報バリアフリーの充実に取り組む区市町村への支援

○　外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトの開設（UDナビ）

○　バリアフリー観光の推進

　　　○　「ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ」による障害者スポーツの情報提供

取組の成果

　　　●　視覚障害者や聴覚障害者に対するコミュニケーション支援を進めるとともに、都政情報の提供や公共施設における案内、多言語によるホームページでの情報提供、外国語ボランティアの育成など、様々な手段による情報提供や提供する内容を充実

（４）災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり

　　　○　帰宅困難者対策における要配慮者への支援

　　　○　ヘルプカード作成促進

取組の成果

　　　●　災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成などで区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を促進

　（５）心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援

ア　普及啓発等の充実

・「区市町村・事業者のための『心・情報バリアフリー』ガイドライン」の策定

・ユニバーサルデザイン学習など心のバリアフリーに取り組む区市町村に対する補助

　　　　・「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催

・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施

・「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布

・1都3県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動

・「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成

イ　社会参加支援

　　　○　身体障害者補助犬給付事業

　　　○　ヘルプマークの推進

取組の成果

　　　●　心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン学習やヘルプマークの推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促進

４　世論調査等の考察（福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果）（P.20）

・「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約３割

・東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」と「進んでいない」が拮抗

　　・日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は約４割

・バリアを感じる箇所は、「道路」が7割、「公共交通施設」が６割超

・施設や設備の利用状況は、「適正に利用されている」と思う人は６割弱

・困っている人を見かけたときに、何もしなかった人は15％で、その理由は「手助けをしていいものかどうかわからなかった」が最も多い。

・心のバリアフリーに効果的な取組は「学校でのユニバーサルデザイン教育」

・福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備

第２章　東京都福祉のまちづくり推進計画の改定に向けた今後の主な課題と方向性（P.26）

１　誰もが円滑に移動できる道路や交通機関等のバリアフリー化の更なる推進

　○　東京では、鉄道やバスによる公共交通のネットワークが整備されており、こうした公共交通を利用して誰もが円滑に移動できるようになるためには、車両や施設のバリアフリー化をより一層進めることが重要である。

　○　鉄道駅においては、駅の出入口から、車両の乗降口に至る経路において、エレベーター等を利用することにより、誰もが安全に連続して通行できる１ルートの確保が都内では進められてきたが、今後は、乗降客数の多い駅などで複数ルートの整備を進めるとともに、他路線への乗換経路の整備を推進する必要がある。

　○　また、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅等においては、交通事業者や施設管理者等が連携し、表示内容やデザイン等を統一し、情報の連続性を確保した分かりやすい案内サインの整備を進めていく必要がある。

　○　さらに、転落事故を防止するための設備として効果の高いホームドアは、特に、利用者数の多い駅や東京2020大会会場周辺の駅について、重点的に整備を進めていく必要がある。

○　路線バスのノンステップ化は、民営バスの整備を引き続き促進するとともに、既に100％を達成している都営バスにおいては、今後は、バス車内の通路段差を解消したフルフラットバスの導入を進めるなど、より利用しやすい車両の整備を進める必要がある。

○　また、リフト付き観光バスや空港リムジンバス、車いす使用者等が利用しやすく、環境性能にも優れたユニバーサルデザインタクシー車両の導入を支援するなど、誰もが利用しやすいバスやタクシーの車両の普及について推進する必要がある。

　○　高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、東京2020大会の競技会場周辺等や、多くの人が日常生活で利用する駅、公共施設、福祉施設などを結ぶ道路のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、今後は、障害者団体等の参加を得ながら、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、より利用者目線に立った取組を進める必要がある。

○　区市町村における高齢者や障害者等の自立した生活を確保するためには、旅客施設を中心とした地区等における公共交通機関、建築物、道路、信号機等について、バリアフリー基本構想等に基づく面的・一体的なバリアフリー化をより一層推進する必要がある。

２　全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

　○　能力の違いにかかわらず、平等な社会参加の機会を確保するためには、単独でも、同行者と一緒でも、同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要である。

　○　そのため、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例による整備基準等に基づき、出入口等の幅の確保やスロープの設置、だれでも使いやすいトイレの整備など、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、劇場・ホールや競技場等の客席や店舗内の通路等も含めて、快適に利用できる施設整備を進めることが重要である。

　○　さらに、利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、そうした当事者参加の施設整備を推進する必要がある。

　○　また、施設整備やサービス提供を行う事業者は、施設等の整備に当たって、全ての人が同じ水準のサービスを受けられるよう、施設利用時の場面を想定したバリアを取り除くための取組について、ハード・ソフトの両面から一体的に検討し、ハード面での対応が難しい場合には、ソフト面での合理的配慮の提供を行う必要がある。

　○　多くの人が訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、公園内におけるだれでもトイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めることが重要である。

　○　東京2020大会において国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境を整備するため、宿泊施設や観光バス等におけるバリアフリー化や観光関連事業者等における対応力向上、アクセシブル・ツーリズムの普及と機運の醸成が重要である。

３　様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

　○　人々は日常生活において、新聞やテレビ、インターネットのほか、まちや店舗の中の案内サイン、道路の信号や標識、駅や電車内における音声・文字表示による案内等、様々な媒体や手段により情報を入手しており、こうした情報は、安全に、かつ、快適に生活するために欠かすことのできないものである。

○　また、視覚や聴覚に障害のある人や、外国人等の社会参加の機会を確保するためには、円滑にコミュニケーションを行えることや会議等における情報保障が必要である。

○　そのため、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・記号、多言語による対応等、ＩＣＴも活用しながら、デジタルサイネージ等様々な手段で情報提供を進めるとともに、コミュニケーションを行える環境を整備する必要がある。

○　情報バリアフリーを進めるためには、外国人を含め、情報の入手やコミュニケーションが困難な人が、どのような配慮を必要としているかを把握することが重要であり、本人の意向に応じて、情報提供やコミュニケーションの方法を用意することが重要である。

　○　誰もが必要とする設備やサービスを利用できるためには、情報提供の内容を充実させることも重要であり、だれでもトイレや授乳室等の場所や、駅におけるバリアフリー化されたルートの情報など、ユニバーサルデザインに関する情報をアクセシビリティに配慮されたホームページやバリアフリーマップ等で発信する取組を進める必要がある。

○　さらに、東京2020大会も見据え、外国人旅行者等が安心して東京のまちを楽しめるよう、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅においては、交通事業者や施設管理者等との連携のもと、ピクトグラムや多言語を用いた案内標識の表示内容やデザイン等を統一し、当事者参加の検証を踏まえ、情報の連続性を確保した分かりやすい案内サインを速やかに整備する必要がある。

４　災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

　○　地震や風水害などの災害時において、高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するためには、災害への事前の備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等、様々な施策を福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要である。

○　具体的には、避難所等におけるバリアフリー化を進めるとともに、避難経路や避難場所など防災に関する情報や、発災後の避難所等における情報を文字情報も含めて様々な手段で全ての人にわかりやすく提供することが必要である。

○　さらに、要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定・確保、避難訓練の実施等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要である。

○　多様な人々が集う東京の地域特性や都民のライフスタイル等を踏まえ、首都直下地震等、様々な災害に対する都民のきめ細かな備えを促進することが重要である。

５　都民の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

　○　誰もが円滑に移動し、食事や買い物など、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるためには、施設等のハード整備とともに、障害の社会モデルの視点でバリアを理解し、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることが必要である。

　○　国際オリンピック委員会によって採択されたオリンピズムの根本原則等を成文化した「オリンピック憲章」では、いかなる種類の差別もなくすことが明記されており、東京2020大会を契機に、その理念を次代を担う子供たちや都民全体に浸透させることが重要である。

　○　平成28年４月の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関と協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、さらに、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の平成30年度制定を目指しており、今後とも共生社会の実現に向けた取組を進める必要がある。

○　だれでもトイレや障害者等用駐車区画などの整備が進んでも、必要性が低い人が利用すること等により、本来必要としている人が利用できなくなる事例があることから、施設や設備の適正利用に向けて、普及啓発を進めることが必要である。

　○　区市町村における小中学校でのユニバーサルデザイン学習や地域住民向けのワークショップ、事業者における社員・従業員向けの接遇向上研修等の取組を促進するなど、区市町村や事業者とも連携して、心のバリアフリーを効果的に推進することが重要である。

第３章　推進計画の改定に向けた基本的事項（P.31）

１　推進計画の目標と計画期間

（１）目標

　　　「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」とすべき。

（２）計画期間

　　　計画期間は５年とすることが望ましい。

（３）都における他の計画との関係

　　　あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要。計画策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な施策や他の計画と相互に連携が必要

２　スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理

　　スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行うことが重要。検討や評価には、高齢者や障害者等の当事者が参加して、意見を聴取し、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりが必要

計画を進める上でのポイント

（１）福祉のまちづくりで目指す社会像の共有

（２）高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映

（３）都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進

３　施策の体系

**Ⅰ　誰もが円滑に移動できるよう道路や交通機関等のバリアフリーの更なる推進**

全ての人が安全で快適に移動できるよう、より使いやすい整備を推

進する。

　（主な施策）　公共交通、道路、面的整備

ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして

**Ⅱ　全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備**

全ての人が安全で安心して生活ができるよう、施設や環境の整備

を推進する。

　（主な施策）　建築物、公園、住宅、観光施設

**Ⅲ　様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進**

　　外国人を含めて、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様

々な手段による情報提供を推進する。

（主な施策）点字・手話等による情報提供、まちなかでの情報提供

**Ⅳ　災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進**

災害への事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフ

リー化等、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

（主な施策）災害への備え・対応

**Ⅴ　都民の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進**

全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を

続けるなど、心のバリアフリーを推進する。

（主な施策）普及啓発、ユニバーサルデザイン教育、社会参加、人権